

# 今治市営スポーツパーク臨時駐車場関係



スポーツ振興課借用地  
大会時占用可能

イオンモール駐車場  
協議の末、共同利用可能、但し占用は不可

今治市営業戦略課所管  
申請をすれば大会等臨時駐車場として利用可能

令和3年11月時点スポーツパーク臨時駐車場について  
令和3年11月1日より新サッカースタジアムの建設が開始されたことにより、従来、臨時駐車場として利用していた未整備地が使用できなくなりました。そのため、図のとおり、カタヤマ横駐車場（イオンモール駐車場）の — より左部分をスポーツ振興課が借用し駐車場として利用可能といたしました。その際、イオンモールと協議を行い、駐車場全体を共同利用することとなりました。しかしながら、大会により占用することが考えられますので、その際はスポーツ振興課借用地は大会計画書提出時にお知らせいただければ占用可能とします。今治市営業戦略課所管の土地につきましても事前申請により利用可能となりますので同様に大会計画書提出時にお知らせください。ただし、市イベント、FC今治ホーム戦時等により協議が必要となる場合がございますのでご了承ください。